

三重大学大学院医学系研究科

デジタルヘルス専攻（修士課程）学生募集要項

令和9年度4月入学募集

入試日程概要

事 項	日 程
願書公開開始	令和8年 7月 10日（金）～
出願資格審査受付期間	8月13日（木）～ 8月20日（木）
出 願 期 間	9月 1日（火）～ 9月14日（月）
学力検査日	9月26日（土）
合 格 発 表	10月21日（水）

三重大学医学系研究科では、志願者の感染症への罹患や傷病、その他の理由により受験できなかった場合の追試験は行いません。

三重大学 HP <https://www.mie-u.ac.jp/>

医学系研究科 HP <https://www.med.mie-u.ac.jp/>

デジタルヘルス専攻特設 HP <https://www.med.mie-u.ac.jp/mdh/index.html>

入試関係 HP https://www.med.mie-u.ac.jp/mr_ikagaku/admission/

三重大学医学・病院管理部学務課

〒514-8507 三重県津市江戸橋2丁目174番地 医学部先端医科学教育研究棟1階

電話（059）231-5424（直通）

交通案内 <https://www.mie-u.ac.jp/about/overview/access/>

キャンパスマップ <https://www.mie-u.ac.jp/about/overview/access/campus-map.html>

三 重 大 学

目 次

○ アドミッション・ポリシー, カリキュラム・ポリシー, ディプロマ・ポリシー	1
○ 令和9年度4月入学三重大学大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻 (修士課程) 学生募集要項	
1. 募集人員等	3
2. 出願資格	4
3. 出願手続	5
4. 出願資格審査	7
5. 選抜方法	8
6. 合格発表	9
7. 入学手続	9
8. 入学料及び授業料	9
9. その他	9
○ 大学院設置基準第14条による教育方法の特例による 教育の実施について	10
○ 長期履修制度	10
○ 障害のある入学志願者との事前相談について	12
○ 指導教員別教育・研究概要紹介	14

個人情報の取扱いについて

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、入学志願者から提出された出願書類等に記載されている個人情報については、入学者選抜に係る業務（統計処理などの付随する業務を含む。）以外に、教育目的等（入学料・授業料免除、（入学料徴収猶予）及び奨学金等を含む。）に利用します。

※ 本学が取得した個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、出願者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

三重大学大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻（修士課程）の アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び ディプロマ・ポリシー

三重大学大学院医学系研究科には、生命医科学専攻（博士）、医科学専攻（修士）、看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）、デジタルヘルス専攻（修士）の四つの専攻があります。その目的は、「豊かな独創性と使命感を持って医学・看護学を発展させ地域及び国際社会において指導性を発揮する人材を養成すること、さらに、優れた研究成果を世界に発信することによって、人類の健康と福祉に貢献すること」です。それぞれの専攻ごとにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定めています。

デジタルヘルス専攻（修士）の目的は、「医療とデジタル技術の融合分野に関する教育研究を通じて、デジタルヘルスの推進に資する高度な専門性と実践力を備えた人材を養成するとともに、地域医療の高度化及び持続可能な医療システムの構築に貢献し、国際社会における医療の発展に寄与すること」です。①医療現場のニーズを的確に把握・理解し、デジタル技術を効果的に活用したソリューションを提案できる能力を持ち、②医療データの取り扱いやプライバシーに関する法規制の知識と高い倫理観をもち、③医療機関や地域社会と協力し、多職種連携を通じて、医療現場でデジタル技術の導入と活用を推進する能力をもつ「課題解決型のデジタル医療人材」を育てることを目指しています。

アドミッション・ポリシー

このような人を求めます

デジタルヘルス専攻（修士）の基本理念・目標を達成するため、特に以下のような人を求めます。

1. 医療または情報工学のいずれかの分野に関する基礎知識を有し、デジタル技術を活用した医療分野の課題解決に取り組む意識を持っている人。
2. 高い倫理観と社会貢献の意欲を持ち、専門分野を越えて学び続け、新たな知識や技術を柔軟に取り入れる意欲を持っている人。
3. 異なる立場や視点を尊重し、円滑な対話を通じて多様な専門分野の人々と協力できる人。

●選抜方法

外国語（英語）及び口頭試問により選抜する。外国語（英語）では上記1のうち、大学院での学修・研究に必要な英語力を評価し、口頭試問では上記1～3に示す資質・能力及び意欲を総合的に評価する。

カリキュラム・ポリシー

このような教育を行います

<教育課程の編成の方針>

デジタルヘルス専攻では、医療と情報工学を融合した学際的な教育を提供する。また、地域医療機関や企業との連携により、OPT（On the Project Training）を通じた実践的な学びを提供する。

<教育課程における教育・学習方法に関する方針>

デジタルヘルスにおける基礎知識、応用スキル、実践力を体系的に修得するため、以下の教育方法を採用する。

1. 基礎的学び：AI, IoT, クラウド技術, データ解析など、医療 DX に必要な最新技術を体系的に学ぶ。また企業や医療現場から講師を招き、現場の具体的な課題に触れる機会を設ける。これにより、PBL（Problem-Based Learning）を通じて、これらの技術を課題解決に応用する方法を学ぶ。また、医療倫理や法令に関する基本的事項を学ぶ。
2. 実践的学び：地域医療機関や企業と連携した OPT によってデジタルヘルスに関連した実際のプロジェクトに参加する。この過程で、実務能力を強化する。
3. 研究活動：OPT を通じて得られたプロジェクト成果を基にレポートを作成する。このレポートは修士論文の基礎となる。

<学習成果の評価の方針>

成績の評定は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき設定された、各科目の学修の目的・到達目標の達成度により行う。

講義・PBL 科目の評価：小テストやレポート、講義への参加度により、到達目標への達成度を評価する。

演習・研究科目の評価：OPT におけるプロジェクトの進行度、課題解決策の有効性、現場でのチーム協働の成果を総合的に評価する。さらに修士論文や公開審査会でのプレゼンも勘案し、到達目標への達成度を評価する。

修士論文の評価：公開審査会において主査 1 名・副査 2 名の審査により行う。

ディプロマ・ポリシー

このような人を育てます

1. 医療分野の課題解決に必要なデジタル技術の専門知識と技能を備えている。
2. 医療現場へのデジタル技術の導入プロセスと成果について、論理的で分かりやすい説明ができる。
3. デジタル技術の医療応用に関して高い倫理観を持ち、責任ある行動ができる。
4. 学際的な知識を活かし、異なる専門分野の連携を促進して医療システム改善に貢献できる。

学位授与の必要条件是以下のとおりである。

1. 本課程に 2 年以上在学して、所定の単位（30 単位以上）を修得する。
2. 必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格する。

1. 募集人員等

令和9年4月入学募集

一般選抜および社会人特別選抜 合計 10名

- ・一般選抜, 社会人特別選抜のいずれかを選び出願してください。
 - 一 般 選 抜…4ページ「2.出願資格」に該当し, 社会人特別選抜に該当しない方が対象です。
 - 社会人特別選抜…4ページ「2.出願資格」に該当し, かつ①在職中の方, ②社会人経験がある方, のいずれかに該当する方が対象です。
- 詳しくは医学・病院管理部学務課までお問合せください。

2. 出 願 資 格

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に定める大学の卒業者及び令和 9 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び令和 9 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けされた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 9 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の出願資格審査により、(1)に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 9 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの
- (11) 次のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したものと認めるもの
 - ・大学に 3 年以上在学した者及び令和 9 年 3 月 31 日で 3 年以上在学となる者
 - ・外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - ・外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - ・我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者

「注記」

出願資格(10)については、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者や外国大学日本分校等の修了者などの大学卒業資格を有していない者であっても、本研究科において個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもののことを示します。

出願資格(11)の大学の学部 3 年に在学する者の出願資格基準については、出願時において、大学の 3 年に在学する者（休学期間は除外する。）で、目安として、修得単位のおおむね $2/3$ 以上が最上位（100 点満点中 80 点以上）の評価であり、かつ、3 年次修了時に卒業必要単位の $3/4$ 以上を取得見込みの者とする。この資格により入学試験に合格し、本研究科に入学しようとする者は、在籍する大学が発行する退学許可書又は退学通知書等を入学手続き時に提出すること。ただし、3 年次修了時において卒業必要単位の $3/4$ 以上を取得できなかった者、あるいは、修得単位の $2/3$ 以上が最上位（100 点満点中 80 点以上）の評価を得られなかった者は、入学を許可しない。

出願資格(9)(10)(11)に該当する者は、個別に資格審査を行うので事前受付期間に申請書類を提出してください。

3. 出 願 手 続

(1) 出願期間等

令和8年9月1日(火) ～ 9月14日(月)

受付時間は、9時から17時までとします。但し、土曜日・日曜日及び祝日は受け付けません。
なお、郵送の場合は、出願期間内に必着とします。

(2) 出願書類(①②③⑥⑦⑧⑨⑪⑭は本学所定の様式を使用してください。)

① 入 学 志 願 票	
② 履 歴 書	
③ 受験票・受験写真票	写真(出願日前3か月以内に撮影した、たて4cm×よこ3cm、上半身、無帽、正面向のもの)をそれぞれに貼ってください。
④ 成績証明書	出身大学(学部)長等が作成し 厳封したもの とします。
⑤ 卒業(見込)証明書	中途退学者は退学証明書又は在学期間証明書を提出してください。
⑥ 志 望 理 由 書	
⑦ ----- 入 学 検 定 料 納 付 票	入学検定料 30,000円(国費外国人留学生は不要です。 本学所定の振込用紙に必要事項を記入し、切り離さず最寄りの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合)の窓口を検定料を添えて提出してください。 (ATM、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア及びインターネットによる振込みはできません。) 「振込証明書」は、金融機関の受領印が押されているのを確認した後に「入学検定料納付票」の所定欄に貼って、他の出願書類とともに提出してください。 なお、受取書は志願者本人の領収書となりますので、大切に保管してください。
⑧ 受 験 承 諾 書	在職中の者は、所属長の受験承諾書を提出してください。
⑨ 受 入 内 諾 書	出願予定の指導教員の押印が必要です。
⑩ 返 信 用 封 筒	長形3号の定型封筒に郵便番号、住所及び氏名を明記して410円分の切手を貼ってください。
⑪ あ て 名 ラ ベ ル	合格通知書等の送付先を記入してください。
⑫ パ ス ポ ー ト の 写 し	外国人留学生の志願者のみ提出してください。 顔写真が掲載されているページの写しを提出してください。
⑬ 在留資格を証明できる書類	外国人留学生の志願者のみ下記のうちいずれか1点を提出してください。 ・在留カードの写し(両面) ・住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの) ・住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載がないもの) ・(短期滞在で入国している者は、旅券の上陸許可証シールのページの写し)
⑭ 健 康 診 断 書	出願期間中に外国に居住している者(日本国籍を有する者を含む)で、受験するために新たに渡日する者は、健康診断書(本学様式)を提出してください。 健康診断書は、出願期間の初日の時点から起算して6か月以内に海外の医療機関において公式に作成されたものとします。 健康診断書の様式(所定の用紙)は、本学ホームページの入試情報(https://www.mie-u.ac.jp/exam/)よりダウンロードしてください。
○出願資格(2)による出願者は、大学評価・学位授与機構が発行する学士の学位授与証明書又は出身学校の所定の学位授与申請予定証明書を提出してください。	

(3) 出願方法 (2)の出願書類等を郵送（書留）又は持参してください。

(4) 出願先 三重大学医学・病院管理部学務課
(〒514-8507 三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地)

注 1. 一度受理した書類の内容変更は認めません。

注 2. 一度受理した書類は、いかなる理由があっても返還しません。

注 3. 入学検定料を払い込んだ後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還しません。

①入学検定料を払い込んだが三重大学に出願しなかった又は出願書類が受理されなかった場合

②入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

③出願受付後に、出願無資格者であることが判明した場合

④大規模な風水災害等を理由に学長が認めた場合

〈上記①、②の返還請求方法〉

本学ウェブサイトに掲載されている「入学検定料の返還について」に従って、返還手続きを速やかに行ってください。なお、返還手続きには入学検定料「振込証明書」の原本が必要です。

<URL> <https://www.mie-u.ac.jp/exam/faculty/folder/>

〈上記③、④の返還請求方法〉

本学から該当者へ返還に必要な書類を送付します。

【問合せ先・返還請求書送付先】

三重大学財務部財務企画チーム財産統括室 決算・収入担当

TEL:059-231-9028 (平日 9-17 時)

E-mail: syunyu@ab.mie-u.ac.jp

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577

(5) 入学検定料の免除について

三重大学（以下「本学」という。）では、地震、事故及び台風等で被災された方の経済的負担を軽減し、受験機会を提供するために、次のとおり入学検定料の免除の特例措置を講じます。

【対象者】

令和 7 年 4 月以降、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた地域で被災した者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

① 主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流出したもの

② 主たる学資負担者が死亡又は行方不明となったもの

③ 主たる学資負担者が失職した場合

④ 前三号に準ずる者であって、学長が相当と認めたもの

上記に該当される方は、「検定料免除申請書」を本学ウェブサイトの「入試情報」に掲載されている「入学検定料免除の特例措置について」(<https://www.mie-u.ac.jp/exam/faculty/folder1/>)からダウンロードし、関係書類を添え出願書類に同封して出願受付開始の 1 週間前までに（必着）申請してください。書類の提出に関する問い合わせ等は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に学務部入試チーム（電話 059-231-9063）まで連絡してください。

(6) 健康診断書の判定方法について

本学保健管理センターにおいて健康診断書を確認し、結核感染が確認された場合には、入学試験期日の 2 週間前までに新たに健康診断書を提出し、「感染のおそれがない」と認められない限り、入学試験を受験することはできません。

上記の事由により、受験できなかった者については、入学検定料を返還します。

4. 出願資格審査

『出願資格(9)(10)(11)』に該当する者は個別に資格審査を行うので出願資格審査受付期間に申請書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年8月13日(木)～8月20日(木)

※受付時間は、平日の9時から17時までとし、郵送（簡易書留・速達郵便に限る）の場合は期間内に必着とします。

(2) 提出先 三重大学医学・病院管理部学務課 (〒514-8507 三重県津市江戸橋2丁目174番地)

注1. 一度受理した書類の内容変更は認めません。

注2. 一度受理した書類は返還しません。

(3) 申請書類（①②は本学所定の様式を使用してください。）

出 願 書 類 等	対 象 者	摘 要
① 出願資格認定申請書	全員	2枚目も必ず記入してください。
② 志 望 理 由 書	全員	
③ 最終学歴等に関する証明書	全員	卒業証明書、成績証明書、在学者については在学証明書 (中途退学者は退学証明書又は在学期間証明書を提出してください。)
④ 最終学歴の学校に関する資料	全員	入学資格、卒業要件、修業年限が記載されている資料
⑤ その他学修に関する資料	全員	科目等履修生等の成績証明書や研究歴等に関する証明書など。
⑥ 国籍・在留資格を証明できる証明書	該当者	外国人留学生は、入国査証、在留カードの写し等を提出してください

(4) 資格審査

資格審査は、申請書類により在学年数、取得単位数等を基に行います。

(5) 審査結果

審査結果は、令和8年9月上旬にメールにて、申請者あてに通知します。

メールは、出願資格認定申請書にご記載いただいたアドレスへ通知します。

※@med.mie-u.ac.jp ドメインのメールが受け取れるよう、あらかじめフィルタリング等の設定を確認してください。

迷惑メールに振り分けられる場合もありますのでメールボックスをよく確認してください。

※9月10日(木)までにメールが確認できない場合は、13ページ(4)問い合わせ先までご連絡ください。

5. 選 抜 方 法

入学者の選抜は、学力検査、口頭試問及び出願書類等の結果を総合して行います。

(1) 学力検査の日時・場所 試験場：三重大学医学部校舎

期 日	時 間	科 目 等	備考
令和8年 9月26日 (土)	9:30～9:50	外国語（英語外部試験のスコア提出）	試験室において英語外部試験のスコアシートを集めます。 (当日のうちに返却します。) 外部試験の詳細は※1を必ずご確認ください。
	10:00～	口頭試問	志望理由・これまでの活動・今後の展望についてのプレゼンテーションを含む口頭試問（10分程度）

※1 英語外部試験について

学力検査日より過去2年以内（令和6年9月以降実施分のスコアのみ有効）の英語外部試験スコアがわかる書類の写しをいずれか1つ提出してください。対象の英語外部試験は以下のものです。

- ・ TOEIC® Listening & Reading Test (L&R)および TOEIC® Speaking & Writing Tests (S&W)
※両方受験必須
- ・ TOEFL iBT
- ・ IELTS (Academic Module または General Training Module のいずれか)

(2) その他

欠席科目がある場合は合否判定の対象外となります。

※不正行為の取扱いについて※

- (1) 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験したすべての教科・科目の成績を無効とします。
 - ① 出願書類に虚偽の情報を記入したり、受験票・受験写真票に本人ではない写真を貼ったり、解答用紙に虚偽の記入をすること。
 - ② カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
 - ③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをしたりすること。
 - ④ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、及びICレコーダー等の電子機器類を使用すること。
- (2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、上記(1)と同様です。
 - ① 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類やコンパス、電卓等の補助具をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。
 - ② 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
 - ③ 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような申し出をすること。
 - ④ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ⑤ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
 - ⑥ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

6. 合 格 発 表

令和8年10月21日（水）午前9時頃（予定）に三重大学ホームページ入試情報の入試速報（<https://www.mie-u.ac.jp/exam/>）にて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者へ合格通知書を送付します。（電話等での合否問い合わせには応じられません。）

7. 入 学 手 続

入学手続に必要な書類は、令和9年3月上旬に送付します。

8. 入 学 料 及 び 授 業 料

入学料 282,000円（予定額）

 *国費外国人留学生は不要です。

授業料 半期分 267,900円（予定額）

 年 額 535,800円（予定額）

 *入学料及び授業料は予定額ですので改定されることがあります。

 *在学中に授業料の改定が行われた場合には改定された新授業料が適用されます。

 *国費外国人留学生は不要です。

9. そ の 他

- (1) 出願手続後、現住所又は連絡先に変更が生じたときは、すみやかに連絡してください。
- (2) 三重大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人三重大学安全保障輸出管理規程」を定め、外国人留学生の受入に際して厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合があります。

大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例による教育の実施について

近年、大学院における社会人の再教育への要望が高まっていますが、通常の方法のみで大学院教育を実施した場合、社会人はその勤務を離れて就学することが必要となるため、大学院教育を受ける機会が制約されがちです。

このため、大学院設置基準第 14 条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」旨規定され、社会人の就学に特別措置を行うことが配慮されています。

これらをふまえ、本研究科では医療ならびに医学関連分野で活躍している社会人に高度の医学研究能力を身につける機会を与えるために、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を活用して、**昼夜開講制による授業**を実施します。

具体的には、夜間や特定の時間または時期に授業・研究指導の時間を設け、現に実地医療に当たっている医療技術者、企業等に勤務している社会人技術者、教育者及び研究者等の社会人の方々に大学院の授業、研究指導をより受けやすくするために便宜を図る為の制度です。

(教育方法の特例)

※大学院設置基準第 14 条………大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

長 期 履 修 制 度

長期履修制度とは

この制度は、大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻（修士課程）の通常の標準修業年限 2 年を超えて 3 年間または 4 年間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期履修制度を申請した方で、大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻（修士課程）の入学試験に合格し、併せて長期履修制度の申請を許可された方がこの制度の対象となります。

長期履修を申請できる方

本学大学院医学系研究科デジタルヘルス専攻（修士課程）への出願者のうち、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（デジタルヘルス専攻修士課程 2 年）では、大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象としています。事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができます。

長期履修の申請手続き

入試出願手続きの際に、別添様式第 1 号の長期履修申請書及び在職が確認できる書類(在職証明書等)を提出して申請を行ってください。

なお、長期履修計画は、具体的にわかりやすく記入してください。

長期履修期間の授業料（年額）

本学が定めた授業料年額×標準修業年限（2 年）÷長期履修期間（3 年または 4 年）

※通常の学生 2 年分の授業料を 3 年間または 4 年間で分割納入することになります。

具体的計算方法

- 長期履修 3 年の場合 $535,800 \text{ 円（年額）} \times 2 \text{ 年} \div 3 = 357,200 \text{ 円（年額）}$
- 長期履修 4 年の場合 $535,800 \text{ 円（年額）} \times 2 \text{ 年} \div 4 = 267,900 \text{ 円（年額）}$

なお、授業料は予定額ですので改定されることがあります。

その場合には、再計算されます。

障害等のある入学志願者との事前相談について

障害等のある者に対しては、受験及び修学上の配慮が必要となる場合がありますので、出願に先立ち、必ず次により相談してください。

なお、相談の内容によっては、対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。

また、相談の時期後に本学を志願することとなった場合及び不慮の事故等により障害等を有することとなった場合は、その時点で速やかに相談してください。

事前相談は障害等のある志願者に本学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学に関してより良い方法やあり方を模索するためのもので、障害等のある方の受験や修学を制限するものではありません。

事前相談の対象となる者【参考】

区 分	障 害 の 程 度
① 視 覚 障 害	・点字による教育を受けている者 ・両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・視力以外の視機能障害が高度な者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者
② 聴 覚 障 害	・両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 ・上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者
③ 肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外の肢体不自由に関する配慮を必要とする者
④ 病 弱	・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者、又はこれに準ずる者
⑤ 発 達 障 害	・学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者
⑥ そ の 他	・①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とする者

「注」日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。

(1) 受験上の配慮の例

・試験場への乗用車の入構	・連絡事項の文書による伝達
・車いすの使用	・試験室を別室に設定
・補聴器の使用	・座席を最前列/最後列/出入口近く等に設定

(2) 相談の方法

電話又はFAXなどによりあらかじめ本学医学・病院管理部学務課に連絡した上で、次の内容を記載した相談書を、本学医学・病院管理部学務課に郵送などの方法で提出してください。

なお、相談の内容によっては入学志願者又は出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

- ① 入学志願者の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の電話番号
- ② 出身大学又は大学院等名・卒業・修了（見込）年月日
- ③ 志望専攻
- ④ 障害の種類・程度（医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを提出してください）
- ⑤ 受験及び修学上希望する具体的配慮
- ⑥ 出身大学等における生活状況等（主として授業関係）
- ⑦ その他参考となる事項

(3) 相談の時期

令和8年8月7日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

受付時間 9時～17時まで

(4) 問い合わせ先

〒514-8507 津市江戸橋2丁目174番地

三重大学医学・病院管理部学務課

T E L 059-231-5424

F A X 059-231-5090

三重大大学の取組み

三重大学では、「三重大学における障害のある学生の支援に関する基本方針」を定めており、各学部および学内関連組織と連携を図りながら、学生支援に取り組んでいます。詳細は以下のウェブページをご参照ください。

U R L : <https://www.mie-u.ac.jp/support/education/shogai-shien-policy.html>

指導教員別教育・研究概要

(1) 教育・研究概要

指導教員	教育・研究概要
北川 寛也	医療機関間および医療機関と患者間における情報連携の課題を対象とし、デジタルヘルス技術を活用した分析および解決策の検討に関する研究指導を行う。NTT 西日本と三重大学の包括連携協定のもと、大規模言語モデルや次世代情報通信基盤の医療分野への応用に関する共同研究を進めている。また、企業や医療機関との連携を通じて、地域医療における情報共有や医療サービスの高度化に資するシステム開発および実証研究に取り組み、研究成果の社会実装を推進している。
近藤 峰生	眼科分野において、眼底写真や眼底自発蛍光、網膜の光干渉断層像などのデジタル画像を活用し、AI による疾患の予後予測や全身疾患リスクの解析に関する研究指導を行う。工学研究科電気電子工学専攻（情報通信・フォトンクス分野）の川中普晴教授との共同研究に取り組み、これまでに複数の英文学術論文を発表している。また、株式会社二コンと眼底画像解析に関する共同研究を進めている。
成島 三長	AI およびデジタルクローン技術を活用したマイクロサージャリートレーニングアプリの開発に関する研究指導を行う。当科医師および大阪大学との共同研究を通じて、より実践的なシミュレーション教育の実現に取り組んでいる。さらに、AI を用いたベテラン看護師のサーフロー穿刺技術の動作解析や、エコーガイド下サーフロー挿入支援機器の開発に関する研究指導を行っており、企業との共同研究も予定している。加えて、脊椎損傷後の褥瘡発生リスクの高い患者を対象に、AI 技術を活用した座椅子型積算型圧センサーを用いたブッシュアップの適切なタイミング通知の最適化に関する研究指導も行っており、企業と協同研究を検討している。
河口 浩介	乳がん診療の個別化および高度化を目的として、乳腺病理、画像、臨床情報を統合したデジタルヘルスに関する研究指導を行う。日本乳癌学会班研究として、多施設と連携した共同研究を行う。
奥川 喜永	消化管悪性腫瘍において、診療記録や画像情報などの臨床データを活用し、がん患者の予後予測や全身疾患リスクの解析に関する研究指導を行う。企業との共同研究として、味の素株式会社との外来化学療法中の栄養モニタリングアプリの開発や、株式会社ツムラとの漢方薬の担癌宿主抗炎症効果に関する研究にも取り組んでいる。
川口 晃司	手術支援ロボットを活用した遠隔手術技術に関する研究指導を行う。また、今後医工連携や企業との共同研究の推進を検討している。

(2) 連絡先等

指導教員	連絡先等	
	E-mail	TEL
北川 寛也	kakuya@med.mie-u.ac.jp	059-231-6073
近藤 峰生	mineo@med.mie-u.ac.jp	059-231-5027
成島 三長	sancho-ps@med.mie-u.ac.jp	059-232-1111
河口 浩介	kawa-k@med.mie-u.ac.jp	059-232-1111
奥川 喜永	yosinaga@med.mie-u.ac.jp	059-231-5204
川口 晃司	k-gucci@med.mie-u.ac.jp	059-231-5746